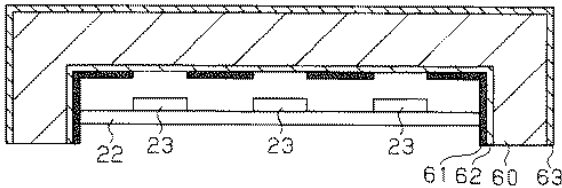


特 許 調 査 報 告 書

整理No.	SPXXXXA	納品日	20XX年X月X日
件 名	・タッチパネル式電子デバイスに関する出願前調査		
機関名	名古屋国際弁理士法人	調査者	TEL
結 論	・本調査では、下記の調査対象と同等の構成を記載した公報（文献1）が見つかりましたので、権利化を図る場合には、発明を限定すべき必要性が高いと考えられます。 ・例えば、文献1の図では、発光素子と塗料層とが離間しているのに対し、下記の調査対象の図では、光源と遮光層とが接触していますので、例えば、この相違に関して有利な効果がありましたら、この点で発明を限定することも一案であると考えられます。		
発 明 概 要 （ 調 査 対 象 ）			
発明特定事項	要件		
	a	タッチパネルと、制御部と、を備える電子デバイスであって、	
	b	前記タッチパネルは、複数の光源と、複数の微細孔と、遮光層と、樹脂層と、を有し、	
	c	前記制御部は、前記タッチパネルの押下操作を検出すると、前記複数の光源の中から発光させる光源を選択する処理を行うものであり、	
	d	前記複数の微細孔は、前記遮光層において前記光源からの発光を通過させ、	
	e	前記樹脂層は、前記複数の光源を覆うように設けられている。	
発明の技術的特徴となるポイント（○／－を付ける） a(－)・b(○)・c(○)・d(○)・e(○)			
作業内容	後述する検索式を用いて公報を抽出し、抽出した全公報の図面及び抄録（適宜、請求項及び明細書の一部）を確認して、関連度が比較的高いと思われる公報のみ内容を精査したうえで、下記の一覧にて示す公報を抽出した。		
抽 出 公 報 一 覧			
文献No.	公報番号	出願人又は権利者	ステータス
1	特開XXXX-XXXXXXXX	〇〇〇株式会社	出願中
2	特開YYYY-YYYYYYY	株式会社□□□	審査中
3	特開AAAA-AAAAAA	△△△△△	未審査請求取下げ

抽出公報の説明			
文献 No.	評価 ※	関連する 記載箇所	調査対象の発明特定事項と抽出公報を対比し、各発明特定事項について、抽出公報に、実質的に同一の記載がある場合「○」、関連する程度の記載がある場合「▲」、記載がない場合「－」を付ける。
1	X/Y	【0035】 【0037】 【0039】 【0041】 【図5】	a(○)・b(○)・c(○)・d(○)・e(○) (a) 文献1には、コントロールパネルと、制御回路と、を備える情報表示機能付きスイッチが記載されている（【0035】【0037】）。 (b) 文献1には、コントロールパネルは、複数の発光素子23と、遮光性の塗料層61と、塗料層61の割り貫かれた複数の部分と、樹脂材60と、を有することが記載されている（【0035】【0039】【0041】）。 (c) 文献1には、コントロールパネルは、タクトスイッチによるプッシュ操作の検知に応じて発光させる発光素子23を選択することが記載されている（【0037】）。 (d) 文献1には、塗料層61の割り貫かれた部分を通じて各発光素子23の発光が外部に放出されることで、セグメントが点灯されると記載されている（【0041】）。 (e) 文献1には、樹脂材60は、複数の発光素子23を覆うように設けられていることが図示されている（【図5】）。
【図5】 			
【※評価カテゴリー】 X： 調査対象の発明特定事項のすべてが記載され、新規性を否定可能な文献。 Y： 調査対象の発明特定事項のすべてが記載されているわけではないが、他の文献との組合せにより進歩性が否定可能な文献（主引例となる文献をY1、副引例となる文献をY2とする）。 A： 調査対象発明の基礎となる一般技術水準を示す参考文献。			

検 索 式			
調査ツール	JP-NET		データベース 日本特許
調査範囲	期間	1961年1月7日～20XX年X月X日（発行日）	
	資料	公開特許公報、公開実用新案公報、公表特許公報、公表実用新案公報、再公表特許公報、登録実用新案公報、公告特許公報、公告実用新案公報、特許公報、実用新案登録公報、先行再公表公報	
式			件数
式 1	[1] [2] [3] 最終検索式：(1+2)&3		
式 2	[4] [5] [6] 最終検索式：(1+2)&(4+5+6)		
式 3	[7] [8] [9] 最終検索式：7&8&9		
＜特許分類の説明＞			
添 付 資 料	・文献1_特開XXXX-XXXXXXXX ・文献2_特開YYYY-YYYYYYYY ・文献3_特開AAAA-AAAAAA		
備 考	本調査は、調査目的、予算および工数等の総合的な観点を考慮した検索範囲内で行っております。このため、上記検索範囲外において、より関連のある特許公報等の文献が存在する可能性があります。この点、ご理解・ご了承のほどお願い申し上げます。 出願後1年半を経過していない発明等のように、公開されていないものについては、検索範囲に含まれておりませんので、ご留意願います。 本報告書の記載事項は、本件調査担当の一見解であり、権利化・無効化・侵害／非侵害・有効性等を保証するものではありませんので、お含みおきください。 本調査結果が直接的な原因で貴社に何らかの損害が発生した場合に当法人が応じる損害賠償額は、本調査費用を限度と致します。		